

# 秋の安全なまちづくり県民運動

本町では、自転車盗被害が多発しています。駅の駐輪場を利用する場合や自宅で保管する場合は、必ず自転車に鍵を掛けましょう。大切な自転車が盗まれないように、自分にできる対策から始めましょう！

## 自転車盗を防ぐポイント！

- ① 防犯登録  
自転車が盗まれたときに役立ちます
- ② 防犯カメラ・センサーライトの設置  
自転車盗以外の防犯対策としても役立ちます
- ③ 鍵かけ（ツーロック）  
元々自転車に付いている鍵以外にも、ワイヤー錠やU字ロックといった後付けの鍵も掛けると効果的です

## 電動キックボードに正しく乗りましょう

公道で運転するには、「特定小型原動機付自転車」として交通ルールがあります！

車両区分	一般原動機付自転車		特定小型原動機付自転車※1	特例特定小型原動機付自転車
	定格出力等	50cc 以下または 0.6kw 以下		0.6kw 以下
車体の大きさ	長さ	2.5m以下		1.9m以下
	幅	1.3m以下		0.6m以下
	高さ	2.0m以下		—
最高速度	30km/h(法定速度)		20km/h	6km/h
運転免許	必要		不要(16歳未満は運転禁止)	
乗車用ヘルメット	必要		必要(努力義務)	
ナンバー登録	必要		必要	
自賠償保険	必要		必要	
通行区分	車道	○		○
	歩道	×		△※2
	自転車道	×		○
	専用通行帯	×		○

※1 保安基準に適合したものしか公道を走れません。基準を満たしたのものには、性能等確認済シールが貼られています。

※2 以下が条件です①歩道等を走行する間は、最高速度表示灯を点滅させること。②最高速度表示灯を点滅させている間は6km/h を超える速度を出すことができないものであること。③側車をつけていないこと。④ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること。⑤鋭い突出部のないこと。⑥「普通自転車等及び歩行者等専用」の道路標識等が設置されている歩道に限る。

## 主な交通ルール

- ① 車道通行の原則  
車道(路側帯含む)の左端を通行し、信号は守りましょう。
- ② 右左折の方法  
左折時は、後方の安全確認やウィンカーの合図をし、道路の左端に沿って曲がりましょう。  
右折時は、「二段階右折」をしなければなりません。
- ③ 道路交通標識等を守る  
通行禁止や一時停止の場所等は、必ず守りましょう。
- ④ 歩行者優先  
車両と同じく、歩行者が横断しようとしているときは、横断歩道の手前で一時停止をし、歩行者に道を譲りましょう。
- ⑤ 飲酒運転・ながら運転の禁止  
車両と同じく、罰金が科せられます。
- ⑥ 歩道は車道寄り通行

